

2015年10月10日 発行

サポセン和歌山

更生保護サポートセンター和歌山：〒640-8157 和歌山市 8 番丁 4 ・ 八番丁館 3

発行責任者：
和歌山保護司会会長
編集：企画調整保護司

TEL：073-460-9298
FAX：073-425-1301

E-mail：saposen_w@ares.eonet.ne.jp

第
18
号

第 65 回「社明作文コンテスト」一次審査会（和歌山市内分）終了す。 応募総数 1206 点。内 63 点が県の二次審査へ！



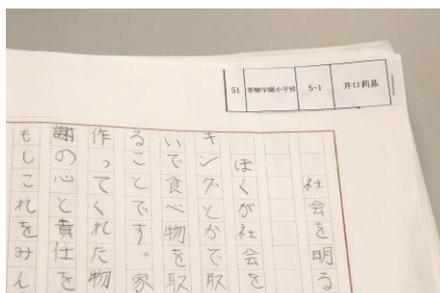
今年も秀作揃い
5%の狭き門に
審査員苦慮す

去る9月17日午前9時30分より、保護観察所1階会議室において第65回「社明作文コンテスト」小・中学生の応募作品の第一次審査会が開催されました。

当日は、保護司会より16名（各支部4名ずつ）と更生保護女性会より2名、BBS会より1名の計19名が5つのグループに分かれ、終日作文との格闘となりました。

今年は 審査作業に一工夫！

例年なら審査グループ毎、学校別に審査していましたが、その枠を外し、各自がランダム配られた作文を読み、出来る限り固定観念を持たずに評価するようにしたとのこと。そのためには工夫が必要で、学校ごとの作品の山を崩しても、すぐに判断できるように統一の書式で「学校名・



▲シールのお陰で集計作業もスピーディーに学年・氏名等」を記したシールを作り、応募用紙に一つひとつに事前に貼っておいたとのこと。この大変な事前作業をサポートセンターで担当し、当番の企画調整保護司が大汗をかきました。

その甲斐あってか、審査員は整理等の雑事に追われず審査に集中できたようで、最終的に県の二次審査に小学校の部12点、中学校の部51点、計63点の優秀作を選び終え午後4時過ぎに終了しました。

審査にご苦労いただいた方々

事務局及び集計事務

保護司会会長 小西 健之
保護司会担当副会長 乾 三千代
保護司会担当理事 玉井 良弘
保護司担当部会長 宮本 二

審査員

保護司会東支部：坂本紀美子・野間弓子・山崎秀樹・角倉耕一
保護司会西支部：西村順子・中村咲子・梅本街子・得津壽美代
保護司会南支部：北口勲・杉谷睦生
木村晶三・中 智子・奥田雅晴
保護司会北支部：小川史乗・森幸子
小川成子・宮本 二
更生保護女性会：都留喜美代・川西万貴子
BBS会：金田郁子
以上23名
本当にご苦労さまでした。

第43回和歌山県更生保護女性連盟／中央ブロック研修会 会員188名が終日熱心に研鑽

●平成27年7月30日(木) ●和歌山市中央コミュニティセンター3階

◇主題：「地域社会と更生保護女性活動」 ◇副題：①実践活動を通じた広報のあり方
②会員の確保と組織の充実 ③地域ネットワークの中での家庭教育の推進



去る7月30日、和歌山市中央コミュニティセンター3階多目的ホールに於いて第43回県更生保護女性連盟中央ブロック研修会が、第6分会の担当で開催された。

参加は会員188名、来賓として尾花和歌山市長、和歌山観察所から伊藤所長以下2名、和歌山保護司会より小西会長以下3名の副会長、大

阪更生保護女性連盟・辻本副会長及び川村滋賀県更生保護女性連盟会長ら10名の合計198名であった。

午前10時30分より和歌山市更生保護女性会・川西第6分会会長の「開会のことば」で幕を開けた。

第1部は、元大阪商業大学教授の村田薄積氏の「一人ひとりが輝いて生きる」～みんなちがって みんな

いい～と題しての基調講演でした。軽妙な語り口と分かりやすい内容で、聞き手の心にしっかりと迫ってくる熱い1時間だった。対象者と向き合う保護司にとっても示唆に富んだ講演でもあった。

午後の部では、3名の会員の発表がなされ、それに対する質疑応答と助言者からのコメントがあり、活発な意見も出て、中身の濃い全体討議となり、午後3時に終了した。

■司会・進行：堰本 信子
(市更生保護女性会第6分会)

■開会のことば：川西 万貴子
(市更生保護女性会第6分会会長)

■意見発表者

・副題 ①：藤井 八重子
(第8分会)

・副題 ②：山崎 日佐子
(第7分会)

・副題 ③：中 智子
(第5分会)

■全体討議(質疑応答)

・助言者：奥田 龍平
(企画調整課保護観察官)

・助言者：木下 禎子
(県更生保護女性連盟副会長)

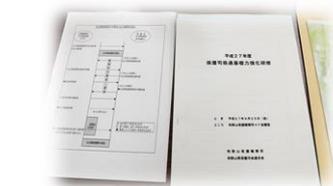
・議長：藤井 はつみ
(第9分会会長)

・副議長：河島 美幸
(第1分会会長)
(敬称略)

平成27年度保護司処遇基礎力強化研修開催される 和歌山保護司会から15名が受講

・平成27年9月25日 ・和歌山保護観察所 4階会議室

今回の研修には、県下各保護区より和歌山15名(東9名・西2名・南1名・北3名)、紀西4名、那賀1名、紀北伊都1名、有田4名、日高5名、田辺2名、白浜1名、牟婁1名の合計34名の受講対象保護司(保護司の任命を受けて2年～3年目)が参加された。



メモを取り、熱心に受講する保護司の皆さま



▲講演される村田薄積先生



▲来賓挨拶の辻本・大阪連盟副会長



▲活発な意見交換がありました。

WELCOME
奈良桜井地区保護司会
サポートセンター
和歌山へ来訪する
●
平成27年9月3日(木)

奥田センター長の司会進行で開会。
先ず小西会長の歓迎挨拶に続き、激しい雨の中駆けつけて頂いた伊藤観察所長から挨拶を頂きました。

センター長から当センターの概況と、これまでの活動についての説明が行なわれ、続いて質疑応答。最初はぎこちない雰囲気でしたが、次第に打ち解け合い、同じ志を持つ保護司同士、和気あいあいの「温かな交流」ができた2時間でした。

桜井サポートセンターでは、「ひまわり塾」と名付けた新任保護司の研修会を七月に開設したとのこと。開設を予定している当センターにとって、大いに参考となりました。

本年4月、サポートセンターを初めて開設した奈良桜井地区保護司会清水会長より、小西会長に桜井地区保護司会の県外研修の見学先として「サポートセンター和歌山」を訪問したい旨の申し出があり、交流会を

和歌山サポセンで9月3日に開催される運びとなりました。

当日、桜井保護司会より13名(内6名が企画調整保護司)が来訪。当方より小西会長以下13名の企画調整保護司全員が参加しました。

保護司の皆さまへ
サポセンからの
便利なお知らせです。

生活環境調整報告書(甲)が変更されています。
パソコン等で報告書を作成される方のため
PC入力用に「エクセル形式」の報告書
をご用意いたしています。

必要な方はサポートセンターまでお申し出ください。

TEL. 073-460-9298
FAX 073-425-1301

※保護司の方に限ります。「保護司の証票」の提示を求めることがあります。
ご用意の上、更生保護サポートセンター和歌山までお出ましく下さい。



行事「お知らせ」掲示板

・とき 10月28日(水)
・ところ ホテルグランヴィア
和歌山

① 和歌山県
更生保護功労者顕彰式

②平成27年度和歌山保護司会
合同自主研修会(体験発表)
・とき:11月8日(日)13:30~
・ところ:和歌山中央コミセン

③ふれあい人権フェスタ2015
映画上映会
・とき:11月14日(土)
・ところ:ビッグホエール軽運動場

サポートセンター からの お知らせとお願い

月に2回・休日開館しています。(原則:第2・第4日曜日)
対象者等との面談や支部行事等で利用を希望される方は、遠慮なくお申し出ください。

開館曜日・時間等については、可能な限りご要望にお応え致します。

サポートセンター和歌山
TEL073-460-9298

平成27年度 三者合同研修会（保護司会・更生保護女会・協力雇用主会）

伊藤一文 観察所長 熱くる!!

●平成27年9月14日(月) ●紀三井寺はやし ●参加者184名



懇親会にも134名が参加
会話と笑顔が溢れ
交流の輪が広がる!

9月14日、紀三井寺はやし
で平成27年度の三者合同研修
会が行われました。「更生保護と人
権」という演題で和歌山保護観察所
の伊藤一文所長にお話をいただきま
した。

「更生保護とは4文字熟語か否
か?更生とは?保護とは?..」次々
と所長から質問が出され、それに答
えるという形で進められました。参
加者は万が一の指名に対応すべく、
それぞれに思考を巡らし、周りと同
様等、一つひとつ問いに一生懸命
取り組んで、あっという間の90分
でした。

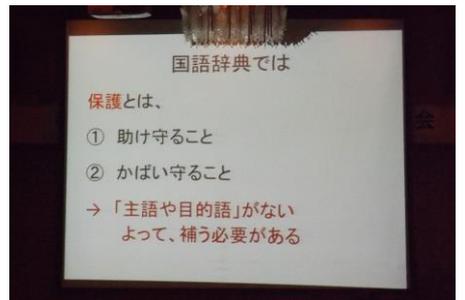
参加者は保護司会106名、更生保

護女性会69名、協力雇用主会
8名、観察所1名、合計184名。
北野研修部会長の司会で15時30
分より始まり、更生保護女性会の石
谷会長の挨拶で終了しました。

講演の内容は、保護司・協力雇用
主・更生保護女性会員の三者が其々
その立場で留意しなければならない
「保護観察対象者に対する人権」を
考える濃厚な時間となりました。

頭を使った後、懇親会での乾杯の
ビールは格別でした。。。

(西支部・得津)



写真上:講演の途中伊藤所長から参加者に質
問が...?眠気も吹っ飛ぶ!
写真下:パワーポイントで分りやすく...?



▲いつもながらの名司会
野々村さん。



▲閉会挨拶の乾副会長



▲伊藤観察所長と西村副会長二人の乾杯
で懇親会の幕開け...

存じますか?

※全国保護司連盟が毎年一括して保険
会社と契約し、保護司個人の保険料
負担はありません。(無料です)

私たち保護司やその家族等が、万一保護観察
対象者や引受人から物的損害や身体の傷害を
受けた場合、見舞金が支払われる補償制度で
守られています。(委嘱された日から退任される日まで補償)

- 保護司やその家族等とは：
同居の親族や経営する事業所の従業員や訪問者も含まれます。
- 万一事故に遭われたら：先ず保護観察所に連絡・相談を。